

事業譲渡契約書

株式会社整理回収機構（以下「甲」という。）と朝銀千葉信用組合（以下「乙」という。）は、預金保険法第59条第2項に掲げる合併等として乙の事業の全部を甲及びハナ信用組合へ譲渡する一環としてその一部を甲に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 乙は、平成14年12月29日（「事業の引渡し日」を意味し、以下「事業譲渡日」という。）をもって、本契約の定める各条項に従い、次条によりその範囲が定められた乙の事業を、甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。

但し、事業譲渡日については、手続きの進行に応じ必要のあるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（譲渡事業の範囲）

第2条 前条の規定により乙が甲に譲渡する事業の範囲は、事業譲渡日現在における乙の資産並びに負債（金融整理管財人が預金の調査を行った結果、真正権利者が把握できなかった預金を含む。）のうち、別表譲渡資産・負債一覧表記載のもの及びこれらに付随する一切の権利義務（以下「譲渡財産」という。）とする。

（事業の対価）

第3条 乙が甲に譲渡する事業の対価は、無償とする。

（譲渡財産の引渡し等）

第4条 乙は、甲に譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、当該引継書とともに、譲渡財産及び関係帳簿類を事業譲渡日に甲に引渡すものとする。

2. 前項の規定による譲渡財産の引渡しにつき、権利義務の移転又は対抗要件具備のための登記、登録、承諾、通知等の諸手続きを要するものについては、甲乙協力してこれを行う。

（職員の取扱い）

第5条 甲は、乙とその職員（嘱託、パートタイマー等を含む。以下同じ。）との間における雇用関係を承継しない。

2. 甲は、乙の職員を新たに雇用する場合は乙と別途協議するものとする。

3. 乙の職員が乙に対して有する退職金その他事業譲渡日までに発生する労働債権

については、乙がこれを全て弁済することとし、甲はその弁済の責任を負担しない。

(善管注意義務等)

第6条 乙は、本契約の締結の日から事業譲渡日に至るまでの間、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ、譲渡財産を管理するものとし、これに重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ甲と協議して実行する。

(資金援助契約)

第7条 甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助に関する契約を別途締結する。

(資産の買取契約)

第8条 預金保険法附則第7条にいう協定銀行としての甲は、乙との間で、本契約によって甲が譲り受けない資産であり、かつ、ハナ信用組合が譲り受けない資産について、別途同法59条第1項第3号に掲げる資産の買取りに関する契約を締結する。

(調査)

第9条 乙は、本契約締結後、甲においていつでも乙に報告を求め、または甲若しくは甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。

2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。
3. 乙は、前項に基づく調査につき可能な限りで協力する。
4. 甲は、第三者に対する照会等は乙の同意のもとに行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、他方当事者の事前の書面による同意なくしては、本契約に基づき知り得た情報を開示し、または漏洩してはならない。

2. 前項については、公知の事実及び甲乙両者のいずれに対しても守秘義務を負わない第三者から知り得た情報、または、甲又は乙において株主総会または総代会、諸管庁等に対する届出、報告等を必要とする場合には、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲または乙は、次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- ① 甲が第7条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき。
- ② 乙が第8条に定める資産の買取りに関する契約を締結できなかったとき。
- ③ 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じた

とき。

2. 第1項により本契約が解除された場合には、甲及び乙は互いに相手方に対し何ら責任を負わないものとする。

但し、事後の事務処理につき、甲乙は協力して対処する。

(総代会等の決議)

第12条 甲及び乙は、平成14年12月29日までにそれぞれ取締役会または総代会を開催し、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項につき決議を求める。

但し、手続きの進行に応じて、必要があるときは、甲乙協議のうえ、この時期を変更することができる。

2. 乙については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第22条第2項に定める裁判所の許可をもって前項の総代会の決議に代えることができる。

(費用負担)

第13条 本事業譲渡に関して生ずる必要な費用の負担については、甲乙協議のうえ別途これを定める。

(契約の効力)

第14条 本契約は、第12条に規定する決議等のほか法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項、または本契約の条項についての疑義は、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙協議して解決する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙各代表が記名捺印のうえ、 甲乙各1通を保有するものとする。

平成14年12月17日

(甲) 東京都中野区本町二丁目46番1号

株式会社 整理回収機構

代表取締役 鬼 追 明 夫



(乙) 千葉県千葉市中央区栄町4番14号

朝銀千葉信用組合

金融整理管財人 水 上 康 平



金融整理管財人 宮 内 文 雄



平成14年12月17日付けの事業譲渡契約に係る

別表一覧

(甲) 東京都中野区本町二丁目46番1号

株式会社 整理回収機構

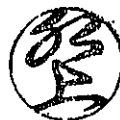
代表取締役 鬼追 明夫



(乙) 千葉県千葉市中央区栄町4番14号

朝銀千葉信用組合

金融整理管財人 水上 康平



金融整理管財人 宮内 文雄



別表

譲渡対象資産一覧

(総括表)

資産区分	簿 価	譲渡価格
貸 出 金	14,107,798円	0円

(平成14年10月末残高)

※ 明細別途添付

譲渡対象負債一覧

(総括表)

負 債 区 分	簿 価(残 高)
預 金	49,404,254円
借 入 金	32,500,000,000円

(平成14年10月末残高)

※ 預金は明細別途添付